令和3年度国民体育大会第41回九州ブロック大会
福岡県実行委員会競技運営費補助金交付要綱

（趣　旨）

第 1 条　この要綱は令和３年度国民体育大会第４１回九州ブロック大会福岡県実行委員会（以下「本会」という。）が、九州ブロック大会における各競技団体が行う競技運営に要する経費について、補助金を交付することに関し必要な事項を定める。

（補助対象事業及び補助対象経費）

第 2 条　この補助金は、本会が各競技団体の競技運営（以下「補助対象事業」という。）に対し、予算の範囲内において、補助するものである。補助対象対象経費は下記の通りとする。

（1）報償費　（2）旅費　（3）需用費　（4）役務費　（5）使用料及び賃借料

（補助金の交付申請）

第 3 条　この補助金を受けようとする各競技団体（以下「補助対象事業者」という。）は、競技運営費補助金交付申請書（様式１）に関係書類を添えて定められた期日までに本会会長に提出しなければならない。

（1）　事業計画書　・・・　様式２
（2）　収支予算書　・・・　様式３

（補助金交付の決定及び通知）

第 4 条　本会会長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときはその内容等を審査のうえ、補助金の交付を決定するものとする。補助金の交付の決定をしたときは、その決定した内容を、補助金の交付の申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第 5 条　補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更するときは、あらかじめ本会会長の承認を受けなければならない。ただし、交付の決定に係る補助金の額に変更をきたさない場合についてはこの限りではない。

（事業実施報告書の提出）

第 6 条　補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了後１ヶ月以内に競技運営事業補助金実施報告書（様式４）に関係書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

（1）事業実施報告書　・・・　様式５
（2）収支決算書　・・・　様式６
（3）報償費領収書　・・・　様式７－１
（4）旅費領収書　・・・　様式７－２
（5）領収書添付票　・・・　様式７－３
（6）写真添付票　・・・　様式８

（補助金交付額の確定及び通知）

第 7 条　本会会長は、前条の規定による報告を受け、その内容成果等を審査のうえ適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第 8 条　補助金の支払いについて、会長が必要と認めるときは、交付予定額の範囲内で必要と認める額を概算払することができる。この場合において、第６条に規定する実施報告書をもって精算するものとする。

（事業の調査及び検査）

第 9 条　本会会長は補助対象事業の遂行の適正を期するため、必要があると認めるときは業の遂行の状況を現地調査し、必要書類、帳簿及び関係資料等を検査することができる。

（補助金の返還）

第 １０ 条　本会会長は、補助対象事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の額を減額し、一部または全額の返還を命ずることができる。

（1）　補助対象事業に要した経費が補助金の額を下回った場合
（2）　交付した補助金を目的以外の用途に使用した場合
（3）　事業計画の変更の承認を事前に受けなかった場合
（4）　補助対象事業の遂行の状況調査や必要書類等の検査を拒んだ場合
（5）　その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

（帳簿及び証拠書類の保管）

第 １１ 条　補助対象事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿を整備し、補助対象事業の完了した日の属する翌年度から５年間保存しなければならない。

（補助対象単価及び基準等）

第 １２ 条　各経費の補助対象単価等については、下記に定める通りとする。

（1）報償費……競技実施日のみ支給とする。原則、競技役員１人当たり１日２，０００円以内、補助員１人当たり１日１０００円以内とする。

（2）旅　費……交通費について、競技実施日のみ支給とし、県内の競技運営者（競技会役員、競技役員、競技補助員）、ドクター、看護師は、１人当たり１日1,０００円以内とする。ただし、県外競技会運営者については例外を認める。
宿泊費については、県外または県内競技運営者４名までとし、原則１人当たり１泊２食９，５５０円（消費税込・宿泊税込）を上限とし、競技日数を乗じて得た実費額とする。

（3）需用費
①消耗品（ガソリン代含む）……実費額とする。
②食糧費……原則、競技役員、補助員、ドクター、看護師１人当たり１日６００円（税込）以内とする。
③熱中症対策費……原則補助対象事業者１団体につき１００，０００円以内とする。

（4）役務費
①通信費……実費額とする。
②競技備品等運搬費……実費額とする。
③振込手数料……実費額とする。

（5）使用料及び賃借料
①用具・車（有料道路通行料、駐車場使用料）等の使用料……実費額とする。
②整備委託費……実費額とする。
③車両借り上げ費等の賃借料……実費額とする。

２　各競技団体が補助事業を行うために締結する契約については、総額２０万円（税込）を超える契約については原則３社以上の見積を請求すること。

３　次に掲げる経費については、各競技団体に交付する補助対象経費とはせずに実行委員会において執行するものとする。

（1）看板の製作・設置・撤去等に係る経費
（2）大会実施要項・競技プログラムの印刷に係る経費
（3）会場借用（施設使用・空調使用・営業補償費）に係る経費
（4）新型コロナウイルス感染症対策に係る経費
（5）ドクター及び看護師派遣に係る報償費